

平成 28 年 5 月 18 日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

議会運営委員会  
委員長 森島守人

### 議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会について  
(2) 魚沼市議会基本条例の検証について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 5 月 18 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
第 2 回定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり 6 月 14 日とし、会期は 7 月 1 日までの 18 日間とした。  
審議予定については、別紙「平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。  
一般質問の取扱いについては、別紙「平成 28 年第 2 回（6 月）定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は 6 月 3 日正午とした。  
魚沼市議会基本条例の検証については、引き続き協議することとした。

## 議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会について

(2) 魚沼市議会基本条例の検証について

(3) その他

2 日 時 平成 28 年 5 月 18 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 岡部計夫、遠藤徳一、渡辺一美、高野甲子雄、本田 篤、森島守人、大屋角政、(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 大平市長、角家総務課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、中川主任

8 経 過

開 会 (9 : 59)

森島委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会の運営について、ご審議をお願いします。

### (1) 平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会について

森島委員長 日程第 1、平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1) 招集期日について執行部から説明をお願いします。

大平市長 招集期日については、6 月 14 日でお願いいたします。

森島委員長 ただいま説明のありました招集期日について、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、招集期日は説明のとおり 6 月 14 日と決定いたしました。

次に、(2)会期及び会議予定について、事務局長に説明をさせます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」により説明)

森島委員長 お諮りします。会期につきましては、6 月 14 日から 7 月 1 日までの 18 日間と

し、会議予定は平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)のとおりとすることにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、会期は 6 月 14 日から 7 月 1 日までの 18 日間とし、会議予定は別紙、平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)のとおりとすることに決定しました。

次に、(3) 一般質問について、事務局長に説明させます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成 28 年第 2 回(6 月) 定例会一般質問の取扱いについて(案)」により説明)

森島委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。(なし) お諮りをいたします。一般質問については、平成 28 年第 2 回(6 月) 定例会一般質問の取扱いについて(案)のとおり実施することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。なお、一般質問の締め切り期限は、6 月 3 日金曜日の正午となります。

では、次に執行部への質疑等ありませんか。

渡辺委員 議案の配付なんですけども、3 日前配付ということで今回は 6 月 10 日と 28 日が予定になっています。14 日から始まるので 3 日前だと土曜日なので金曜日ということだと思うんですけど、やはり土日を抜かして 3 日前というような形での配布が可能かどうか。そのあたりを少し聞かせていただきたくて、例えば 9 日ですと 10、13 日とあるわけですし、28 日の場合は 1 日が本会議ですの土日とは挟まらないんですけども、土日が挟まった時の考え方を少し聞かせていただければと思います。

角家総務課長 やはり期間が短くなりますので、事務処理についてはこれまでもぎりぎり不足のところがありましたので、持ち帰って確認させていただきたいと思います。

渡辺委員 土日を挟んだ時の考え方を、土日を抜かして 3 日前というふうにもし今後考えていただけるようであれば、それをお願いできたらというふうに思います。なぜかという、議案が配付された後執行部に対して当然わからなかったりとか、また、会派の中でいろいろ協議をすとかといった場合にも、やはり土日が挟まってしまうとなかなか行事があったりして、なかなか会派でその勉強会をする時間が取れなかったりするものですから、できることならば土日を抜かした 3 日前の配布ということが通例になっていただければありがたいです。

森島委員長 このことについては委員長が預かるということですのでよろしいですか。(はい) では、そのように決定しました。角家総務課長から持ち帰って確認するということでしたので、後ほど委員長に報告をいただきたいと思います。

ほかに執行部に質疑はありませんか。(なし) 執行部より他報告事項はありませんか。(なし) しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10:08)

休憩中に執行部退席

再 開 (10:08)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開します。

## (2) 魚沼市議会基本条例の検証について

森島委員長 日程第2、魚沼市議会基本条例の検証についてを、議題とします。本件については、先の議長委員長会議でご指摘がありました。議会基本条例において、議会の活性化を図るとともに、市民の信託に応じて行くことを決意して不断の議会改革に努めていくこととしたところであります。そうした新たなスタートを切った中で、2年が経過し議会基本条例に添った議会運営、見直し、改善点や課題、疑問について、洗い出し、改善すべきは改善していく必要があります。議員間の協議の場として、皆さんから忌憚のない意見をお願いします。ここで方向性が出せるものはここで、検討してもらいたいと考えています。資料がありますので事務局より説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「魚沼市議会基本条例の検証について」により説明)

森島委員長 皆さんから意見等はありませんか。休憩中に自由討議しばらくの間、休憩します。

休 憩 (10:12)

休憩中に委員間自由討議

再 開 (10:26)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開します。

議会基本条例の見直し等については、見直しがあった場合党派等で協議し、また、委員長会議等でも議会運営委員会として発言させていただいて、全会一致で見直しができるような方向性にしたいと思います。まだ、このことについては決まっているわけではありませんので引き続き当委員会で協議することとし、本日は以上としたいと思いますがご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

## (3) その他

森島委員長 日程第3、その他を議題とします。3月定例会最終日の全員協議会において、浅井議長より議員の発言について、6月定例会に向け各党派で発言方法についても勉強をして、より良い議会運営に持っていくよう要請がありました。議会改革特別委員会の方でも議論をしていただき議長へ報告もなされております。発言についての資料も同時に全議員へ配付させていただいております。配布資料及び議会改革特別委員会報告を各党派とも確認の上、6月定例会に臨んでいただきたいとするものであります。議員の発言は議会運営そのものでありますので議会運営委員会としても議会改革特別委員会での議論を尊重し改めて周知、確認をするものであります。このことについては、個々の資質の部分にもよりますので、なかなかこうだということもできません。議会改革特別委員会の会議録が

添付されておりますので、目をとおしていただければと思います。このことについて、皆さんから質疑はありますか。(なし) ないということですので、このことについては各会派で勉強して6月定例会に臨んでいただきたいと思います。

その他、皆さんから協議事項はありませんか。(なし) これで、その他を終わります。

次回の委員会は、6月3日金曜日10時に開催します。本日の会議録については、委員長に一任願います。議会運営委員会は、これで閉会とします。

閉 会 (10 : 30)